

秋田市告示第192号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月12日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

名称	河辺体育館駐車場
所在地	秋田市河辺和田字上中野186番地
対象	洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数	2,620人